

北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市は2020年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年に二酸化炭素（CO₂）排出量の実質ゼロを目指すこととしている。この実現に向けて、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO₂排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取組を推進する必要がある。

こうした取組の重要な柱の一つとして、地域が主役となって、地域資源を最大限活用した再生可能エネルギーを設置し、地域内で生み出される地産の再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」）を地域内で利用することにより、脱炭素と地域経済の活性化を両立させる仕組みを推進する計画である。

本業務では、上記の再エネ電力地産地消を実現するための仕組みとして、自治体新電力会社の設立について調査・検討を行い、ゼロカーボンシティ達成の一助とすることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務

(2) 業務の内容

北茨城市自治体新電力会社設立調査等業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託料の上限

12,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 応募資格要件等

(1) 事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

- ①事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ②応募グループは、その構成事業者から代表事業者1者を定めるものとする。
- ③応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になることはできない。
- ④応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(2) 参加資格要件

応募事業者、応募グループの構成員となる者は、以下の①～⑥に示す要件を全て満たしていることとする。

- ①法人格を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④公租公課に未納がないこと。
- ⑤北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- ⑥令和2年度から令和6年度までに環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援」の調査実績がある、又は、地域エネルギー会社設立可能性調査若しくは電力供給事業化調査等の類似の調査実績があること。

※本公募に参加することは、今後実施予定の公共施設の再エネ導入可能性調査に関する公募へ参加すること及び自治体新電力会社の事業パートナー募集に関する公募へ参加することを妨げない。

4 日程

- ・実施要領の公表 令和7年5月26日（月）※市ホームページに掲載
- ・質問事項の締切 令和7年6月 2日（月）
- ・質問への回答 令和7年6月 5日（木）※市ホームページに掲載
- ・企画提案書の提出期限 令和7年6月20日（金）
- ・プレゼンテーション 令和7年6月30日（月）
- ・審査結果の通知 令和7年7月上旬
- ・委託契約書の締結 令和7年7月上～中旬

※質疑等がある場合は、実施要領等に関する質問書（様式第7号）で、令和7年6月2日（月）17時までに電子メールにて提出すること。

※質問書を送付した場合は到着確認のため、令和7年6月2日（月）17時までに電話にて確認すること。（土曜日・日曜日を除く9時から17時まで）

5 応募方法

（1）提出書類の種類

以下のNo.1～8を各様式や任意形態での提出を行うこと。

提出書類	留意事項	様式	部数
No. 1			
プロポーザル 参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印する。	様式1	1部
No. 2			
会社概要	パンフレット等や会社概要がわかるもの。 会社名、本社・支店所在地、代表者名、設立年月日、資本金、売上高（過去3年以内のもの）、従業員数、規模、組織図、関連会社、等の内容が確認できること。	任意	8部
No. 3			
運営体制	本事業実施にあたっての実施体制、担当、協力体制（外部）	任意	8部

提出書類	留意事項	様式	部数
No. 4			
業務実績書	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内における類似実績の実績、内容 ・類似業務にかかる自治体との契約内容 	様式 2	8 部
No. 5			
企画提案書	<p>A3用紙に最大15枚までに下記の内容を記載すること（自由記載、文字サイズは11pt、図表を効果的に使用すること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仕様書」の4、業務内容（1）～（3）までの各項目に記載の業務内容に対する基本的な取組内容や考え方 ・本事業実施にあたっての強み ・事業実施スケジュール ・本事業を効果的に推進するための提案 	任意	8 部
No. 6			
統括責任者及び担当者の業務実績	<p>「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。</p> <p>「業務内容」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。</p>	様式 3 (人数分提出)	8 部
No. 7			
価格提案書	直接人件費、直接経費、間接経費の項目別に記載すること。	様式 4	8 部
No. 8			
参加資格に関する申立書	<p>公租公課に滞納がない証明書を添付すること。</p> <p>（「北茨城市入札資格者名簿」に登録されていない事業者に限る）</p>	様式 5	1 部

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）17時必着

※持参の場合は9時から17時まで（土曜日・日曜日は除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は到着したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合、市は責任を負わないものとする。

(4) 提出書類の取扱い

事業者から提出された提案書の著作権は事業者に帰属する。ただし、市は、公表及び展示その他本事業に関し、市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者として決定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

なお、事業者から提出された書類は返却しない。

6 選定方法

(1) 審査方法

本市の職員で構成する審査委員会を設置し審査する。提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。また、全体配点が60点未満の場合は総合評価で最高得点を得た提案者であっても優先交渉権者とならない。点数が同じ場合は、審査委員会で再度審査を行い一本化した審査結果を確定する。

プレゼンテーションの日程等は以下の通り。

①日程：令和7年6月30日（月） 場所：北茨城市役所会議室（予定）

※時間・場所の詳細は提案者に別途連絡

②提案時間は40分とする。

（プレゼンテーション20分、質疑・応答20分程度）

③プレゼンテーションは、本事業に関わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 審査項目

審査項目	配点	審査の視点
1 運営体制に対する評価		
(1) 運営体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を円滑に実施できる運営体制であるか
2 提案内容に対する評価		
(1) 自治体新電力会社の基本方針の検討	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・検討にあたり、必要な知識やノウハウを有しているか ・検討にあたり、幅広いネットワークを有しているか ・パートナー事業者の公募まで詳細なスケジュールが組まれているか ・実現性の高い調査の実施が期待できるか
(2) 自治体新電力会社のポテンシャル調査	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・検討にあたり、必要な知識やノウハウを有しているか ・有効性の高い調査提案が期待できるか ・実現性の高い手法の提案が期待できるか
(3) 自治体新電力会社の事業化プロセスの整理	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・全体業務の範囲に的確な提案ができているか ・事業化プロセスの整理に実現性の高い提案が期待できるか ・有効性の高い事業採算性の分析が期待できるか ・新電力会社のシナリオ・ロードマップの作成に実現性の高い内容が期待できるか
(4) 募集要項素案の作成	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書作成に向けた考え方、方針を明確に捉えているか ・仕様書作成にあたり、事業者からの提案を促す提案が期待できるか
小計	90点（委員一人あたり）×5人＝450点	

審査項目	配点	審査の視点
2 客観的評価（50点）		
（1）実績	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・類似する業務の実績があり、専門的な知識やノウハウを有しているか ・実績の件数に応じ、以下の通りの得点とする <li style="padding-left: 20px;">1件 5点 <li style="padding-left: 20px;">2～3件 10点 <li style="padding-left: 20px;">4～6件 15点 <li style="padding-left: 20px;">7～9件 20点 <li style="padding-left: 20px;">10件以上 25点
（2）見積金額	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・25点 ×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）
合計	500点	

7 提案書の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 応募資格要件等」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

9 提出先・問い合わせ先

北茨城市環境産業部生活環境課脱炭素推進室

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111（代表） 内線373

FAX：0293-43-1108

E-mail：kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp